

大洲市学校給食センター維持管理運営

長期包括

委託契約書（案）

～子どもたちに笑顔を届ける学校給食センター～

令和8年7月

大 洲 市

大洲市学校給食センター維持管理運営 長期包括委託契約書

- 1 事業名 大洲市学校給食センター維持管理運営 長期包括委託事業
- 2 事業内容 (1) 事業開始時の引継業務
(2) 本件施設の維持管理業務
(3) 本件施設の運營業務
- 3 事業場所 愛媛県大洲市富士119、同62、同112-4
- 4 事業期間 自 本契約締結日
至 令和19年3月31日
- 5 契約金額 金〇〇円に添付の大洲市学校給食センター維持管理運営 長期包括委託契約約款の定める方法により算定した物価変動、食数変更による増減額、市のモニタリング等による減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
- 6 支払条件 添付の大洲市学校給食センター維持管理運営長期包括委託契約約款に記載のとおりとする。

上記事業について、発注者 大洲市と事業者 〇〇〇は、各々対等の立場における合意に基づいて、添付の大洲市学校給食センター維持管理運営長期包括委託契約約款に定める条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約締結の証として本書を2通作成し、当事者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市 市長 二 宮 隆 久

事業者 〇〇
〇〇
代表取締役 〇〇 印

大洲市学校給食センター維持管理運営

長期包括

委託契約約款

～子どもたちに笑顔を届ける学校給食センター～

令和8年7月

大 洲 市

目 次

第 1 章 用語の定義	1
第 2 章 総則	3
第 3 章 業務の引継	4
第 4 章 本件施設の維持管理・運営	4
第 5 章 契約期間及び契約の終了	13
第 6 章 法令変更	16
第 7 章 不可抗力	17
第 8 章 その他	18
別紙 1 事業者が付保する保険（第30条第 3 項関係）	20
別紙 2 不可抗力による合理的な範囲の増加費用及び損害の負担.....	21
別紙 3 法令変更による合理的な範囲の増加費用及び損害の負担.....	22
別紙 4 委託料の支払について	23
別紙 5 維持管理・運營業務のモニタリング及び委託料の減額について	27

委託契約約款

大洲市（以下「市」という。）と〇〇（以下「事業者」という。）は、大洲市学校給食センター維持管理運営長期包括委託事業に関して、施設の維持管理・運営等に関する契約（以下「本契約」という。）をここに締結する。

第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本契約において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「維持管理・運営期間」とは、本件施設の維持管理業務に関しては、維持管理開始日から契約終了までの期間、本件施設の運営業務に関しては、運営開始日から契約終了までの期間をいう。
- (2) 「維持管理開始予定日」「運営開始予定日」とは、令和9年4月1日をいう。
- (3) 「開庁日」とは、大洲市の休日を定める条例（平成17年大洲市条例第2号。その後の改正を含む。）第1条に規定する市の休日を除いた日をいう。
- (4) 「関係者協議会」とは、本業務に関して市と事業者との間の協議を行うために第60条により設置される機関をいう。
- (5) 「業務継続計画（BCP）」とは、第12条に定められた、本契約、募集要項等及び提案書に基づき、運営業務を継続するために策定される計画をいう。
- (6) 「委託料」とは、別紙4の定めに従い、本契約に基づく事業者の債務履行に対し、市が一体として支払う対価をいう。
- (7) 「事業年度」とは、毎年4月1日から始まる1年間をいう。
- (8) 「事業用地」とは、本件施設の維持管理業務、運営業務の履行場所（愛媛県大洲市富士119及び62並びに112-4）の土地をいう。
- (9) 「修繕」とは、施設の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状に回復させることをいう。
- (10) 「消費税相当額」とは、金利相当分を除く額に係る消費税（消費税法（昭和63年法律第108号。その後の改正を含む。）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和25年法律第226号。その後の改正を含む。）第2章第3節に定める税をいう。）相当額をいう。
- (11) 「通期維持管理業務計画書」とは、第11条に定められた、本契約、募集要項等及び提案書に基づき、維持管理業務についての業務範囲、実施方法、実施体制、緊急連絡体制等を明確にした書類を言い、この中に長期修繕計画書を含む。
- (12) 「通期運営業務計画書」とは、第12条に定められた、本契約、募集要項等及び提案書に基づき、運営業務についての業務範囲、実施方法、実施体制、緊急連絡体制等を明確にした書類をいう。
- (13) 「提案書」とは、〇〇グループが市に提出した応募提案、市からの質問に対する回答書その他の〇〇グループが本契約締結までに提出した一切の書類をいう。
- (14) 「年間維持管理業務計画書」とは、第13条に定められた、通期維持管理業務計画書に基づいて作成された各事業年度の維持管理業務についての業務計画書をいう。

(15)「年間運營業務計画書」とは、第14条に定められた通期運營業務計画書に基づいて作成された各事業年度の運營業務についての業務計画書をいう。

(16)「配送先学校」とは、以下をいう。

大洲地域	大洲小学校	久米小学校	喜多小学校	平小学校
	平野小学校	菅田小学校	新谷小学校	三善小学校
	栗津小学校			
	大洲南中学校	大洲北中学校	平野中学校	肱東中学校
	新谷中学校	大洲東中学校		
長浜地域	長浜小学校	長浜中学校		
肱川地域	肱川小学校	肱川中学校		
河辺地域	河辺小学校			

(17)「不可抗力」とは、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、疫病、騒乱、暴動等第三者の行為、その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの（募集要項等及び提案書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）又は通常の見可能な範囲内であっても回避可能性がないものなどをいう。ただし、「法令」の変更は、「不可抗力」に含まれない。

(18)「法令」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは行政処分・通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等を指す。

(19)「募集要項等」とは、本業務に関し、募集公告時に公表された募集要項（本体）、要求水準書、事業者選定基準、募集要項様式集、並びに募集公告後に上記資料に関して受け付けられた質問及びこれに対する市の回答の総称をいう。

(20)「本件施設」とは、大洲市学校給食センターの施設をいい、本体施設のほか、附帯施設、外構等を含む。

(21)「本業務」とは、第4条第1項に定義される意味を有する。

第2章 総則

(目的)

第2条 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本業務を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 事業者は、本業務が公共性を有することを十分理解し、本業務の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

2 市は、本業務が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

(事業の概要)

第4条 事業者は、本契約に基づき以下の業務（本契約において「本業務」という。）を実施する。

(1) 事業開始時の引継業務

(2) 本件施設の維持管理業務

(3) 本件施設の運営業務

2 市は、事業者が提供する前項に規定する業務を一体のものとして認識し、事業者が提供するサービスとして購入する。

3 事業者は、本業務を、本契約、募集要項等及び提案書に従って遂行しなければならない。

(本件施設の使用)

第5条 市は、本契約の締結日をもって、事業者に対し、本契約に基づく委託業務の遂行に必要な範囲で、市が所有する事業用地及び本件施設を無償で貸与するものとする。

2 事業者は、前項に基づいて本件施設を使用する期間中、自己の責任及び費用において、善良なる管理者の注意義務をもって本件施設を管理するものとする。

(契約の保証)

第6条 事業者は、本契約の締結と同時に、契約保証金を納付するものとし、または次の各号に掲げる保証のいずれかを提供するものとする。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に提出するものとする。

(1) 契約保証金に代わる担保として、市が認める有価証券等の提供

(2) 本契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行または市が確実と認める金融機関の保証

(3) 本契約による債務の不履行により生じる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に関して、契約保証金の額、保証金額または保険金額（以下「保証金額」という）は、委託期間の各年度の当初において当該年度の業務履行に対して支払われる予定の委託料の10分の1に相当する額以上とするものとする。ただし、本契約の締結と同時に納付する場合については、初年度の業務履行に対して支払われる予定の委託料の10分の1に相当する額以上とする。

3 事業者が第1項第1号または第2号に定める保証を提供した場合、当該保証は契約保証金に代わる担保として認められるものとし、第3号に定める保証を提供した場合には契約保証金の納付義務を免除されるものとする。

4 各年度の途中で委託料の変更があった場合、保証金額が変更後の当該年度の業務履行に対して支払われる予定の委託料の10分の1に相当する額に達していない場合、市は事業者

に対して保証金額の増額を請求することができる。逆に、保証金額が変更後の委託料基準を超過している場合、事業者は保証金額の減額を請求することができるものとする。

- 5 事業者が第1項第2号または第3号に定める保証を提供した場合、保証期間があらかじめ設定されている場合には、契約期間に変更が生じた際にはその保証期間も変更するものとし、変更を証明する書面を速やかに市に提出することとする。

(許認可、届出等)

第7条 本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任と費用において適切に取得・維持し、また、必要な一切の届出についても事業者がその責任と費用において遅滞なく提出する。ただし、市が取得・維持すべき許認可及び市が提出すべき届出はこの限りでない。かかる許認可については、市が取得・維持し、また、かかる届出は、市が遅滞なく提出する。

- 2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、市に書面による事前説明及び事後報告を適切な時期に行う。

- 3 市は、事業者からの合理的な要請がある場合は、事業者による許認可の取得・維持及び届出の提出に必要な資料の提供その他について、合理的な範囲で協力することができる。

- 4 事業者は、市からの要請がある場合は、市による許認可の取得・維持及び、届出の提出に必要な資料の提供その他について協力する。

第3章 業務の引継

(業務の引継)

第8条 事業者は、準備期間において、前事業者から、要求水準書に従い業務の引継を受ける。

(維持管理・運営体制の確保)

第9条 事業者は、前条の業務引継後、維持管理業務及び運営業務を実施する人員に対し、当該業務の遂行に必要な研修を実施する等により維持管理・運営体制を確保する。

第4章 本件施設の維持管理・運営

(本件施設の維持管理・運営)

第10条 事業者は、維持管理・運営期間中、本契約、募集要項等、提案書、通期維持管理業務計画書、通期運営業務計画書、年間維持管理業務計画書及び年間運営業務計画書に基づき、自らの責任と費用において、維持管理・運営業務を行う。

(通期維持管理業務計画書)

第11条 事業者は、維持管理開始日の30日前までに、本契約、募集要項等及び提案書に基づき、維持管理業務についての業務範囲、実施方法、実施体制、緊急連絡体制等を明確にした通期維持管理業務計画書を作成し、市に提出し、確認の通知を受けなければならない。通期維持管理業務計画書には、長期修繕計画書を含むものとする。

- 2 市は、通期維持管理業務計画書が本契約、募集要項等又は提案書に定める水準を満たしていないと認めた場合、通期維持管理業務計画書の受領後14日以内に当該箇所（以下本条において「要是正箇所」という。）及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して通知することができる。

- 3 事業者は、前項の通知を受けた場合、自己の負担において速やかに要是正箇所を是正しなければならない。ただし、事業者が市の通知の内容に意見を述べ、市がその意見を合理的と認めた場合は、この限りではない。
- 4 前項に基づいて事業者が是正を行った場合は、是正された通期維持管理業務計画書の提出を第1項の通期維持管理業務計画書の提出とみなして、前3項の規定を適用する。ただし、第2項に掲げる期間の定めは適用せず、市は、是正された通期維持管理業務計画書の受領の後、検討を実施する。
- 5 事業者は、通期維持管理業務計画書の提出後14日以内に市から第2項の通知がない場合は、第1項の確認の通知がなされたものとみなすことができる。
- 6 市は、第1項の規定に基づいて通期維持管理業務計画書を受領し確認の通知を行ったこと、事業者に対して第2項の是正の通知を行ったこと、又は第3項の規定に基づいて事業者の意見を合理的と認めたことを理由として、維持管理の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 7 通期維持管理業務計画書は、市又は事業者がその変更を請求し、かつ、その変更に伴い事業者に生ずる費用の増減及び損害の見積り、その他本業務の実施に与える影響の検討結果を踏まえて、双方が協議の上合意したときに限り、その内容を変更することができる。
- 8 市の請求により前項に基づき通期維持管理業務計画書を変更した場合において、これに起因して、事業者の維持管理・運営に係る費用が増減し、又は事業者が損害を被る場合には、以下のとおり取り扱う。
 - (1) 維持管理・運営に係る費用が減少する場合
市は、委託料のうち維持管理・運営に係る対価を減少させることができる。
 - (2) 維持管理・運営に係る費用が増加し、又は損害を被る場合
市は、委託料のうち維持管理・運営に係る対価を合理的な範囲で増加させる（事業者が、市の変更請求が不相当であることを知りながら、市に適切に異議を述べなかった場合を除く）。

(通期運營業務計画書)

第12条 事業者は、運営開始日の30日前までに、本契約、募集要項等及び提案書に基づき、運営についての業務範囲、実施方法、実施体制、緊急連絡体制等を明確にした通期運營業務計画書、業務継続計画（BCP）及び運營業務マニュアルを作成し、市に提出し、確認の通知を受けなければならない。

- 2 前条第2項から第8項までの規定は、通期運營業務計画書、業務継続計画（BCP）及び運營業務マニュアルに準用する。

(年間維持管理業務計画書)

第13条 事業者は、通期維持管理業務計画書に基づいて各事業年度の維持管理業務についての年間維持管理業務計画書を作成し、当該事業年度の前年度2月末日までに市に提出し、協議の上市の確認を受けなければならない。

- 2 年間維持管理業務計画書は、市又は事業者がその変更を請求し、かつ双方が協議の上合意したときに限り、その内容を変更することができる。ただし、市の請求により通期維持管理業務計画書の水準を超えて年間維持管理業務計画書を変更する場合で、維持管理に係る事業者の費用が増加し、又は事業者が損害を被るときは、市はその合理的な範囲の増加

費用及び損害を負担する。ただし、事業者が市の変更請求が不相当であることを知りながら市に適切に異議を述べなかった場合を除く。

(年間運營業務計画書)

第14条 事業者は、通期運營業務計画書に基づいて各事業年度の運營業務についての年間運營業務計画書を作成し、当該事業年度の前年度2月末日までに市に提出し、協議の上市の確認を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の年間運營業務計画書に準用する。

(緊急時の対応)

第15条 事業者は、事故その他非常時又は緊急時（以下「非常時又は緊急時」という。）の対応について、市と協議した上、本契約、募集要項等及び提案書を踏まえた対応マニュアルを作成し、維持管理開始予定日の30日前までに市に提出し、協議の上市の確認を受けなければならない。

2 第13条第2項本文の規定は、前項の対応マニュアルに準用する。

3 非常時又は緊急時の対応が必要となる事態が発生した場合、事業者は、対応マニュアルに基づき直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかに市にこれを報告する。

4 前項の業務の実施による委託料の増額は行わない。ただし、不可抗力又は法令変更により非常時又は緊急時の対応が必要となった場合は、第31条の規定を適用する。

(維持管理・運営期間中の第三者の使用)

第16条 事業者は、維持管理・運營業務の全部又は一部を、構成員に委託し又は請け負わせることができる。事業者が構成員以外の第三者へ委託し又は請け負わせようとするときは、委託又は請負の作業開始の30日前までに、かかる第三者の商号、住所その他市が求める事項を記載した書面を市に提出し、かつ、市から承認の通知を受けなければならない。

2 事業者は、前項の書面の提出後14日以内に市から前項の通知がない場合は、市が承認したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、維持管理業務又は運營業務の委託を受け又は請け負った者（以下「維持管理事業者」又は「運営事業者」という。）が、さらにその一部を構成員以外の第三者に委託し又は請け負わせるときに準用する。

4 市は、必要と認めた場合には、随時、事業者から維持管理業務及び運營業務の遂行体制について報告を求めることができる。

5 維持管理事業者又は運営事業者及び第3項に基づく当該事業者からの再受託者又は下請人（以下「維持管理事業者等」又は「運営事業者等」と総称する。）の使用は、すべて事業者の責任と費用において行うものとし、維持管理事業者等又は運営事業者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

6 維持管理事業者等又は運営事業者等に関する何らかの紛争等又はその行う業務に起因して維持管理・運營業務に支障が生じた場合において、市又は事業者が負担することとなる増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。ただし、市の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害については、合理的な範囲で、市が負担する。

7 前項の規定にかかわらず、不可抗力又は法令変更により損害が発生した場合は、第31条の規定を適用する。

(維持管理・運営開始の遅延)

第17条 事業者は、維持管理・運営の開始の遅延が見込まれる場合には、維持管理・運営開始予定日の30日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画（速やかな維持管理・運営の開始に向けての対策及び新たな日程の見直しを含む。）を市に通知しなければならない。

2 維持管理・運営開始予定日までに本件施設の維持管理・運営を開始できなかった場合、かかる遅延により生じた増加費用及び損害の負担は以下のとおりとする。

(1) 市の責めに帰すべき事由により遅延した場合、市は、その遅延により事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害を負担する。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由により遅延した場合、市に対して、維持管理及び運営業務期間の初年度の委託費の年額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、遅延日数に応じて、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）による金額を日割り計算した遅延損害金を支払うこと。ただし、市が被った合理的な範囲の損害のうち、遅延損害金により回復されない部分があるときは、市は、事業者に対して、当該部分について損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(3) 不可抗力により遅延した場合、その遅延により事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害は、別紙2による。ただし、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は市が負担すべき額から控除する。

(4) 法令変更により遅延した場合、その遅延により事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害は、別紙3による。

(維持管理及び運営に伴う近隣対策)

第18条 事業者は、自らの責任と費用において、維持管理・運営業務に関して近隣対策を実施する。

2 事業者は、前項の近隣対策の実施について、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を適切に報告する。

3 市は、第1項の近隣対策の実施のために合理的に必要な協力を行うことができる。

(従事職員名簿の提出等)

第19条 事業者は、維持管理開始予定日及び運営開始予定日までに、維持管理及び運営の各業務に従事する者（以下「従事職員」という。）の名簿をそれぞれ市に提出し、提出後に従事職員に異動があった場合には、その都度当該異動を速やかに市に報告しなければならない。

2 市は、事業者の従事職員がその業務を行うのに不相当と認められるときは、随時、その事由を明記して、事業者に対しその交代を求めることができ、事業者はこれに従う。

(本件施設の修繕及び機器等の更新)

第20条 事業者は、本件施設の修繕及び機器等の更新を、提案書に基づく長期修繕計画に従い、自らの責任において実施する。その費用は、修繕・更新の実施年度において市が支払う。

2 機器等の更新により新たに取得された機器等の所有権は市に帰属するものとし、予め本契約書により、占有改定の方法で市に引き渡す。

3 本件施設の修繕又は機器等の更新を行った場合、事業者は、必要に応じて当該修繕又は更新を本件施設の建設工事に関する完成図書に速やかに反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を速やかに市に提出しなければならない。

(運營業務の実施)

第21条 事業者は、運營業務の実施方法・実施体制・使用施設・設備等については、事前に市の承認を受けなければならない。

2 市は、運營業務のために、本件施設及び施設内の設備等を、事業者に無償で使用させる。

3 事業者は、自らの責任と費用において、運營業務の安全・衛生等に係る管理、及び使用する施設・設備等の管理を実施する。

4 事業者は、運営事業者等をして、運営に係る現金出納につき帳簿を備えさせる。また、事業者は、市から請求があったときは、市に対してかかる帳簿を速やかに提出する。

(法令等の遵守)

第22条 事業者は、適用される法令、学校給食に関する通知及び通達等、並びにその他の所轄官庁の指導等を遵守して運營業務を実施しなければならない。法令以外の所轄官庁の通達、要項、基準等の変更がある時は、事業者は市の指示に従う。

(管理責任者)

第23条 事業者は、本契約、募集要項等及び提案書に従い、運営開始予定日の30日前までに、総括責任者、業務責任者、業務副責任者、アレルギー対応食調理責任者、アレルギー対応食副調理責任者及び食品衛生責任者を、それぞれ選任し、添付書類とともに、選任報告書を市に提出する。

2 事業者は、前項に従い市に報告した者を変更した場合には、変更後1週間以内に、添付書類とともに、変更後の者の選任報告書を市に提出する。変更の報告に係る者を変更する場合も同様とする。

3 市は、事業者が第1項に従い市に報告した者(前項に基づく変更後の者を含む。)がその業務を行うのに不相当と認められるときは、随時、その事由を明記して、事業者に対しその交代を求めることができ、事業者はこれに従う。

(調理等業務その他)

第24条 市が作成した献立に基づき、事業者は、市が調達及び検収した食材を材料として調理し、市が指定する配送先学校に運搬する。

2 市が、事業者が給食を提供すべき日、提供すべき献立及び用意すべき給食の食数並びに給食を配送する配送先学校を事業者に通知する方法及び手続は募集要項等に規定された方法とする。募集要項等に規定されていない詳細事項、具体的な運用上の取扱い等は、市と事業者が別途協議して定める。

- 3 前項により市と事業者が定めた事項は書面によるものとし、市と事業者はこれを遵守する。
- 4 市が募集要項等に定める必要調理給食数の増加を事業者に対して要請した場合、その他市の責めに帰すべき事由（配送先学校における給食サービス形態の変更を含む。）により給食数が増減した場合において、事業者に当該増減を反映した委託料の受領によっては補えない増加費用又は損害が生じたときは、市が合理的な範囲でこれを負担する。また、当該増減により当該四半期中に提供した給食数が1,300食未満となったときは、市は、別紙4の規定に基づき、1,300食分の委託料を事業者に支払うものとする。
- 5 配送先学校の児童・生徒等の人数の減少によって給食数が減少した場合において、当該減少により四半期中の給食数が1,300食未満となったときは、市は、別紙4の規定に基づき、1,300食分の委託料を事業者に支払うものとし、事業者に当該委託料の受領によっては補えない増加費用又は損害が生じたとしても、市は当該委託料の支払い以外の義務を負担しないものとする。
- 6 児童・生徒等の食べ残し等により残渣が変動した場合において、事業者に増加費用又は損害が生じたときは、事業者がすべてこれを負担する。ただし、市の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害については、合理的な範囲で、市が負担する。

（食中毒等）

第25条 事業者は、本契約及び募集要項等に規定された事項を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって運営業務を実施し、法令及び所轄官庁の指導、基準等を満たした安全な給食を提供しなければならない。

- 2 給食の配送先学校において食中毒等が発生した場合、事業者は、自己の費用により、保健所等の所轄官庁が行う原因究明調査に直ちに協力する。
- 3 前項の場合、事業者は、自らの費用により、独自に原因究明の調査を直ちに行い、その結果に関して市に速やかに報告の上、市の承認を得る。市は事業者が合理的に必要な調査を行ったにもかかわらず原因が究明できない場合に当該承認を遅延、留保又は拒絶するなど、当該承認を不合理に遅延、留保及び拒絶してはならない。当該承認が得られない場合、事業者は、自らの費用により、原因究明の調査を継続しなければならない。
- 4 前条第1項の検収時における調達食材の異常が原因で第三者に損害を与えた場合、市は合理的な範囲で、当該損害を賠償するものとする。検収日と給食提供日の時間差、検収後の保存方法、又は調理時における加熱等が不十分であったことに起因する調達食材の異常、若しくは調理、配送又は配膳業務における異物混入、その他事業者の調理した給食の摂取が原因で第三者に損害を与えた場合、事業者は当該損害のすべてを賠償するものとし、市が当該第三者に対し損害金を支払又は損害賠償義務等を負担したときは、市の請求により当該損害賠償金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を直ちに支払わなければならない。ただし、事業者がその責めに帰すべき事由によらないことを明らかにした場合又は原因解明に最善の努力を尽くしてもなおお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し市の承認を得た場合には、市に対して当該損害賠償金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払う義務を負わない。

- 5 事業者の調理した給食の摂取が原因で第三者に損害を与えた場合における、本件施設の運営ができない期間の委託料の支払及び損害賠償（前項により市が事業者に対して求償できるものを除く。）は、以下のとおりとする。
- (1) 市の責めに帰すべき事由による場合、委託料については、本件施設の運営ができない期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、事業者の市に対する合理的な範囲の損害賠償請求を妨げない。
 - (2) 市及び事業者の責めに帰すことのできない事由による場合、及び事業者が原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、原因解明につき第3項の市の承認を得た場合、委託料については、本件施設の運営ができない期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、その他、市又は事業者による損害賠償の請求は行わないものとする。
 - (3) 第1号及び第2号以外の場合、市は、本件施設の運営ができなかった期間の委託料のうち本件施設の維持管理業務に係る部分のみを事業者を支払うものとし、かつ、市の事業者に対する損害賠償請求を妨げない。なお、市は、委託料の支払い債務と損害賠償請求権とを対当額で相殺することができるものとする。
- 6 前項の場合で、第34条に定める委託料の請求書を市が受領するときまでに、市又は事業者のいずれの責めに帰すべき事由によるものかが判明しないとき又は原因不明の結果に関して市の承認が得られないときは、市は、事業者に対し、事業者の請求に基づく委託料について、本件施設の運営ができない期間の運営業務に係る部分の支払を留保する。当該留保後、当該食中毒等が前項第1号又は2号の事由によるものであることが判明した場合には、市は、委託料のうち当該食中毒により本件施設の運営ができなかった期間の運営業務に係る未払い部分を、事業者の請求により支払う。

(アレルギー対応食)

第26条 事業者は、市が指定する児童・生徒等に対して、アレルギーに対応した給食を提供しなければならない。

- 2 前項のアレルギー対応食から除く食材については、市が指定する。
- 3 事業者は、食材に対するアレルギーを持つ児童・生徒等に対して、使用食材の情報提供を十分に行わなければならない。

(アレルギー対応食による事故)

第27条 市によるアレルギー児童・生徒等の情報収集の不備、食材調達時の過誤、配送先学校での配食の過誤及び代替食対応時の献立作成の過誤、事前の把握が困難なアレルギー物質、及び収集した情報の市の責めに帰すべき事由による伝達不完全（送付漏れ、紛失等）により発生したアレルギー対応食による事故については、市がその責任を負う。

- 2 市の責めに帰すべき事由によるアレルギー児童・生徒等の個人情報の流出については、市がその責任を負う。
- 3 事業者の責めに帰すべき事由による伝達不完全（送付漏れ、紛失等）、又は正確な情報通知がなされていたにもかかわらず、調理段階におけるアレルギー物質混入による発症、配送校の誤りによる誤食での発症、その他アレルギー対応食の製造過程の過誤によって生じた事故については、事業者がその責任を負う。

4 事業者の責めに帰すべき事由によるアレルギー児童・生徒等の個人情報の流出については、事業者がその責任を負う。

(配送遅延又は給食の提供が不可能な場合)

第28条 給食の配送の遅延に起因して、市又は事業者が負担することとなる増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な範囲の増加費用及び損害は市が負担する。

2 事業者は、本件施設を稼働して給食を製造し、児童・生徒等に提供することが不可能な場合は、給食提供の代替措置を速やかに取らなければならない。

3 前項の事態が生じることが確実な場合は、事業者においてその事態が判明した時点で、直ちに市に報告をしなければならない。

4 代替措置の内容については、市と事業者の協議を経て決定される。ただし、当該協議が整わない場合、市は合理的な代替措置を決定することができ、事業者はこれに従う。

5 第1項の提供不可能が事業者の責めに帰すべき事由による場合、これに対する代替措置に係るすべての費用は、事業者の負担とする。

(光熱水費の負担)

第29条 事業者は、維持管理業務及び運營業務に係る光熱水費を負担するものとする。年間の実績額が提案金額(基準額)を下回った場合、その差額分については翌年度に繰り越して基準額を増額するものし、実績額が基準額を上回った場合は、その超過分を市は事業者に支払う。

2 太陽光発電により供給される電気については、事業者が無償でこれを使用することができるものとする。

(維持管理・運營業務により第三者に及ぼした損害)

第30条 維持管理・運營業務によって、第三者に損害が発生したときは、事業者が窓口となって対応し、かつ、そのすべての損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第3項に定める保険により補填されるものを除く。以下本条において同じ。)のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、合理的な範囲で、市が負担する。

2 維持管理・運營業務の実施に伴う騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染(粉塵発生を含む。)、水質汚染、悪臭、電波障害、交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、合理的な範囲で、市が負担する。

3 事業者は、維持管理・運營業務期間中、第三者に及ぼした損害を賠償するため、市の事前の確認を受けた上で、別紙1に定める第三者賠償責任保険に加入し、又は維持管理事業者及び運營業務者加入させる。事業者は、その保険証券の写しを市に提出する。

(維持管理・運營業務について事業者が生じた損害等)

第31条 本章の規定にかかわらず、不可抗力により、維持管理・運營業務について事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害は、別紙2による。

2 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は市が負担すべき額から控除する。

3 本章の規定にかかわらず、法令変更により、維持管理・運営業務について事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害は、別紙3による。

(業務報告書等の提出)

第32条 事業者は、維持管理・運営業務の履行結果を正確に記載した業務日報を毎日作成し、本件施設に備え置くとともに、市が要求した場合は速やかにこれを閲覧させる。

2 事業者は、毎月、当該月に係る維持管理・運営業務に関する業務報告書を作成し、翌月の第5開庁日までに市に提出する。

3 事業者は、四半期毎に、当該四半期に係る維持管理・運営業務に関する四半期報告書を作成し、各四半期末の翌月の第5開庁日までに、市に提出する。

4 事業者は、毎事業年度、当該事業年度に係る維持管理・運営業務に関する業務年報を作成し、各事業年度末日から1か月以内に、市に提出する。

5 本条の業務報告書等に記載されるべき具体的な項目及び内容は、通期維持管理業務計画書及び通期運営業務計画書の内容を基に、市と事業者の協議を経て決定される。

(モニタリングの実施)

第33条 市は、自らの責任と費用において、維持管理・運営業務に関し、本件施設が利用可能であること並びに本契約、募集要項等、提案書、通期維持管理業務計画書、通期運営業務計画書、当該事業年度の年間維持管理業務計画書及び当該事業年度の年間運営業務計画書に示された業務の水準及び内容（以下「要求水準」という。）を満たしたサービスが提供されていることを確認するため、以下の方法によりモニタリングを実施する。モニタリングの詳細については、別紙5に定める。

(1) 業務報告書等の確認

市は、前条に基づいて事業者が市に対して提出した業務報告書等を確認する。

(2) 現場検査

市は、3か月に一度、及びその他必要に応じて随時、本件施設における現場検査を行う。

(3) 関係者ヒアリング・アンケート

市は、必要に応じて、市職員、学校関係者等へのヒアリングやアンケートを行う。

(4) その他の方法

市は、上記各号に定める方法の他、必要と認めるときは、随時、任意の方法によりモニタリングを実施する。

2 事業者は、前項に規定するモニタリングの実施について、市に対して最大限の協力を行わなければならない。

3 第1項に規定するモニタリングの結果、維持管理・運営業務の状況が要求水準を満たしていないこと（以下「業務不履行」という。）が判明した場合、市は事業者に対してその是正を通告し、事業者は速やかにこれを是正しなければならない。市は、現場検査を通じて是正状況を確認する。業務不履行に対する是正手続の詳細は、別紙5に定める。

4 市は、モニタリング及び業務不履行に対する是正手続の実施を理由として、本業務の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

(委託料の支払)

第34条 市は、事業者の遂行する業務に関し、事業年度各四半期に1回、かかるサービス提供の対価として別紙4に規定される方法で算定された金額を、同記載の支払方法で、事業者に対して支払う。

(委託料の減額)

第35条 第33条に基づくモニタリングによって、業務不履行が存在することが判明した場合、市は別紙5に定める手続に基づいて委託料を減額できる。

(委託料の返還)

第36条 第32条に基づいて事業者が作成する業務報告書等に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、市に対して、当該虚偽記載がなければ減額し得た委託料及びこれに係る消費税相当額に相当する額を直ちに返還しなければならない。

2 前項の場合においては、事業者は当該金額に係る市の支払日から事業者の返還日までの日数に応じ、当該金額について年5.0%の率で計算した利息を市に支払う。

(権利の処分についての市の承認)

第37条 事業者は、市の事前の承認を得なければ、市に対する委託料請求権又はその他本契約に基づき若しくは本業務に関し市に対して有することとなる一切の権利について、金融機関その他の第三者に対し、債権譲渡、代理受領、担保権等の設定その他の処分を行うことはできない。事業者は、予めその具体的内容を明らかにし、事前にその処分に係る契約書案を市に提出した上で、市の書面による承認を得なければならない。

2 市が前項の承認を与える場合には、以下の条件を付することができる。

(1) 市は、本契約に基づき、委託料を減額できること。

(2) 市が事業者に対して本契約に基づく金銭支払請求権（違約金請求権及び損害賠償請求権を含むが、これらに限られない。）を取得した場合には、市は当該請求権相当額を委託料から控除できること。

(3) 前項の金融機関その他の第三者が第1号及び前号の条件を異議なく承認すること。

第5章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第38条 本契約は、本契約の締結日から効力を生じ、令和19年3月31日をもって終了する。

(維持管理・運営に必要な資料の提出)

第39条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由のいかんにかかわらず、市に対し、本件施設の維持管理・運営のために必要なマニュアル、申し送り事項書、その他必要な資料を事業者の費用負担により速やかに提供する。また、事業者は引継ぎに必要な説明その他の協力を行う。

2 市は、前項に基づき提供を受けた資料を、本業務の引継ぎに必要な範囲で無償で自由に使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条について同じ。）する権利を有するものとし、事業者は、市によるかかる資料の自由な使用が、第三者の有する著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとる。

3 事業者は、第1項に基づき市に提供する資料が、第三者の有する著作権又は著作者人格権を侵害しているため、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じな

ければならないときは、事業者がそのすべての賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(施設の状態の検査)

第40条 事業者は、その終了事由のいかんにかかわらず、本契約終了の14日前までに（予定されない本契約の終了の場合には速やかに）、本件施設の状態について市の検査を受け、確認の通知を受けなければならない。

2 市は、検査の結果、事業者の責めに帰すべき事由による損傷が見られたときは、検査の後14日以内に当該箇所（以下「要修補箇所」という。）及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めて修補を行うよう事業者に対して請求することができる。

3 事業者は、前項の請求を受けた場合、自己の負担において速やかに要修補箇所を修補し再度市の検査を受けるか、又は、修補に要する費用を負担する。

4 前項の規定にかかわらず、要修補箇所に係る損傷が募集要項等又は市の指示に従ったことによる等、市の責めに帰すべき事由による場合（事業者が募集要項等又はその指示が不相当であることを知りながら市に異議を述べなかった場合を除く。）は、修補に係る事業者の合理的な範囲の増加費用は市が負担する。

5 事業者は、第1項の検査の後14日以内に市から第2項の通知がない場合は、本件施設について第1項の確認の通知がなされたものとみなすことができ、それ以後は、事業者の故意又は重大な過失により生じた損傷を除き、事業者は修補の義務を負わない。

6 市は、最終回の委託料及びこれに係る消費税相当額の支払を、第3項の事業者による修補完了を検査により確認し、又は修補費用の支払を確認した後に行うことができる（ただし、前項に基づいて、第1項の検査終了後14日以内に市から第2項の通知がないため、第1項の確認の通知がなされたものとみなす場合を除く）。

7 市は、前項の確認の後、最終回の委託料及びこれに係る消費税の合算額を速やかに事業者を支払う。

(物件の処置)

第41条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由のいかんにかかわらず、事業用地内における事業者が所有又は管理する業務機械器具その他の物件（維持管理事業者等又は運営事業者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）を速やかに撤去しなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に撤去しないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、市の処置について異議を申し出ることができず、また、市の処置に要したすべての費用を負担し、直ちにこれを支払う。

(事業者の債務不履行等による契約終了)

第42条 次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は、事業者に対して、第5号の場合を除き、何らの催告を要せず、書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。

(1) 事業者が本業務を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。

- (2) 事業者に係る破産、会社更生、民事再生、特別清算の手続開始又はこれに類する手続について、事業者が自ら申立をしたとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立がなされたとき。
- (3) 事業者の財務状態が著しく悪化し、本契約に基づく事業の継続が困難と合理的に判断される時。
- (4) 事業者が市に提出する書類に著しい虚偽記載を行ったとき、又は財務書類に対し監査を受け、公認会計士又は監査法人により適正意見が表明されなかったとき。
- (5) 事業者が、本契約の目的を達することができないと認められる重大な違反をなし、市による相当期間を定めた催告後も是正がなされないとき。
- (6) 本契約が事業者の責めに帰すべき事由により履行不能となったとき。

（事業者側の事由による解除）

第43条 事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号に掲げる事項が発生した場合、市は、事業者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。

- (1) 維持管理・運営業務について、業務不履行が存在することが判明し、別紙5に基づく委託料の減額措置を講じてもなお改善がみられない場合（解除の具体的な要件は、別紙5に定める。）
 - (2) 本件施設の維持管理業務及び運営業務が、維持管理開始予定日又は運営開始予定日より30日経過しても開始されない場合
- 2 前項に基づき本契約が解除された場合、市は、委託料のうち、契約終了時点までに発生した、維持管理・運営業務に係る対価の支払債務（ただし、別紙5記載の累積ペナルティポイントに応じて減額措置済みの対価を基準とし、契約終了時点で支払済みの部分を除く）及びこれに係る消費税相当額と次項の違約金支払請求権及び第4項の損害賠償請求権とを対当額で相殺し、なお残額があるときは、一括又は別紙4に規定する解除前の支払スケジュールに従って、事業者を支払う。解除前の支払スケジュールを変更して分割払により支払う場合は、その具体的な支払時期及び支払方法については、関係者協議会において協議した上決定する。ただし、契約締結当初の委託料の支払期間を最長とする。
- 3 第1項各号の事由に該当する場合、事業者は、市に対して、市が支払うべき当該事業年度の委託料のうち、維持管理・運営業務に係る対価の総額の20%に相当する金額（ただし、維持管理・運営業務に係る対価の翌事業年度以降の物価変動等による改定はないものとする。）を違約金として支払う。
- 4 前項の規定は、損害賠償額を予定したものではなく、市が第1項各号の事由の発生により被ったすべての損害のうち、前項の違約金により回復されないものがあるときは、その部分について事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。
- 5 市及び事業者は、相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。

（市の公益上の事由による契約終了）

第44条 市は、本業務の実施の必要がなくなった場合又は本件施設の転用が必要となったと認める場合には、180日以上前に事業者へ通知の上、将来に向かって本契約を解除することができる。

- 2 前項に基づき本契約が解除された場合、市は、委託料のうち、契約終了時点までに発生した、維持管理・運營業務に係る対価の支払債務（契約終了時点で支払済みの部分を除く）及びこれに係る消費税相当額について、一括又は別紙4に規定する解除前の支払スケジュールに従って、事業者を支払う。解除前の支払スケジュールを変更して分割払により支払う場合は、その具体的な支払時期及び支払方法については、関係者協議会において協議した上決定する。ただし、契約締結当初の委託料の支払期間を最長とする。
- 3 市は、第1項に基づく本契約の終了により事業者が被った合理的な範囲の損害のうち、第2項に基づく支払では回復されない損害があるときは、事業者にこれを賠償しなければならない。当該損害賠償金は、次の各号の項目を含む。
- (1) 本契約の終了に起因する期限前弁済により生じる手数料等
- (2) 本契約の終了に起因して事業者が他の契約を解除又は解約した場合において、当該解除又は解約により生じる手数料及び違約金
- 4 市及び事業者は、相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。ただし、第2項に定める市の選択に関してはこの限りでない。
- (市の債務不履行による契約終了)
- 第45条 事業者は、市が本契約の重要な義務に違反し、かつ、事業者の書面による通知の後、60日以内に当該違反を是正しない場合、市に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定に基づき本契約が解除された場合に準用する。

第6章 法令変更

(法令変更への対応)

- 第46条 市又は事業者は、法令が変更されたことにより、本契約、募集要項等、提案書、通期維持管理業務計画書、通期運營業務計画書、当該事業年度の年間維持管理業務計画書、又は当該事業年度の年間運營業務計画書（以下本章において「本契約等」という。）に基づく義務の履行ができなくなったとき、又は義務の履行はできるが、事業者が増加費用が発生したときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本契約等に基づく義務を履行することが法令に違反する限度において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、法令変更により相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 事業者が法令変更により業務の一部を実施できなかった場合、市は事業者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、委託料から減額することができる。
- (協議)

第47条 市又は事業者は、相手方から前条第1項の通知を受領した場合、当該法令変更に対応するために速やかに本契約等の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から180日以内に合意が成立しない場合は、市が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本業務を継続する。この場合に事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、法令変更の内容に応じて別紙3による。

(法令変更による契約の終了)

第48条 前条の規定にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、市が本業務の継続が困難と判断した場合（法令変更により本契約等の履行のために多大な増加費用を要すると判断した場合を含む。）、市は、事業者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。

- 2 第44条第2項の規定は、前項の規定に基づき本契約が解除された場合に準用する。
- 3 第1項の規定に基づき本契約が解除されたことによって、事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害は、別紙3による。

第7章 不可抗力

(不可抗力への対応)

第49条 市又は事業者は、不可抗力により本契約、募集要項等、提案書、通期維持管理業務計画書、通期運営業務計画書、当該事業年度の年間維持管理業務計画書、又は当該事業年度の年間運営業務計画書（以下本章において「本契約等」という。）に基づく義務の履行ができなくなったとき、又は義務の履行はできるが、事業者に増加費用が発生したときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。

- 2 市は、前項の場合、速やかに当該不可抗力による損害状況の確認のため、調査を行うことができる。
- 3 第1項の場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、当該不可抗力により影響を受ける限度において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 事業者が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、市は事業者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、委託料から減額することができる。

(協議)

第50条 市又は事業者は、相手方から前条第1項の通知を受領した場合、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約等の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から180日以内に合意が成立しない場合は、市が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本業務を継続する。この場合に事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、不可抗力の発生時期に応じて別紙2による。ただし、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことによって生じた増加費用及び損害については、事業者が負担する。

2 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は市が負担すべき額から控除する。

(不可抗力による契約の終了)

第51条 前条の規定にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、市が本業務の継続が困難と判断した場合（不可抗力により本契約等の履行のために多大な増加費用を要すると判断した場合を含む。）、市は、事業者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。

2 第44条第2項の規定は、前項の規定に基づき本契約が解除された場合に準用する。

3 第1項の規定に基づき本契約が解除されたことによって、事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害は、別紙2による。

4 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は市が負担すべき額から控除する。

第8章 その他

(公租公課の負担)

第52条 本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて事業者の負担とする。市は、事業者に対して、委託料及びこれに係る消費税相当額を支払うほか、本契約に関連するすべての公租公課について本契約に別段の定めある場合を除き負担しない。

(契約上の地位等の処分)

第53条 事業者は、市の事前の承認なしに、本契約上の地位又は義務について第三者に対して譲渡、担保権等の設定その他の処分をしてはならない。

(知的財産権の使用)

第54条 事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、本市がその技術等の使用を指定した場合において、事業者がその存在を知らなかったときは、本市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(秘密保持)

第55条 市及び事業者は、本業務において知り得た相手方の秘密及び本業務に関して知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を、自己の役員及び従業員、自己の代理人・コンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等法令上の守秘義務を負う者、株主、事業者に対して融資を行う金融機関、維持管理事業者等、若しくは運営事業者等以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

2 市又は事業者が、秘密情報を第三者に正当な理由により開示する場合には、その者に前項の規定と同様の守秘義務を負わせるべく、市又は事業者は、必要な措置を講じる。

3 前2項の秘密保持義務の対象となる秘密情報には、本業務において知り得る前に既に知っていたもの又は公知若しくは一般に入手可能であったもの、本業務において知り得た後に自らの責めに帰すべき事由によらず公知となり又は一般に入手可能となったもの、秘密保持義務を負っていない正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得したもの、及び法令（裁判所による開示命令を含む。）に基づいて開示されるものは含まない。

(遅延利息)

第56条 市又は事業者が本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。

(準拠法)

第57条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

(請求、通知等の様式その他)

第58条 本契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、回答、申出、承認、解除及び解約は、書面により行わなければならない。

2 本契約の履行に関して市と事業者との間で用いる言語は、日本語とする。

3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 本契約の履行に関して市と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号。その後の改正を含む。）に定めるものとする。

5 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。

6 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）の定めるところによるものとする。

(解釈)

第59条 本契約に定めのない事項又は本契約の規定に係る疑義が生じた場合、必要に応じて関係者協議会に諮った上で、必要の都度、市及び事業者は誠実に協議して定める。

2 本契約、募集要項等及び提案書に齟齬がある場合、本契約、募集要項等、提案書の順に規定が優先する。ただし、提案書において提案された業務の水準が募集要項等に定められた業務の水準を上回る場合には、その部分に限り、提案書が募集要項等の規定に優先する。

(関係者協議会の設置)

第60条 市及び事業者は、本事業を円滑に遂行するため、本事業に関する市と事業者の間の紛争を予防し解決することを目的に、関係者協議会を設置する。

2 関係者協議会は、事業者側代表者、事業者側総括責任者、大洲市教育委員会により構成するものとし、本契約の締結日後速やかに、事業者側代表者名を市に通知すること。

3 関係者協議会は、本業務に関する連絡調整や疑義・異議の解決並びに本契約の規定の解釈や本契約に定めのない事項の決定その他本業務に関する必要な一切の協議を行う。

(管轄裁判所)

第61条 本契約に関する紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(以下余白)

別紙1 事業者が付保する保険（第30条第3項関係）

1 維持管理業務

維持管理業務を行う事業者は、本業務の維持管理・運営期間において、次の条件を満たす第三者賠償責任保険に加入する。

保険契約者	維持管理業務事業者	
被保険者	すべての維持管理事業者等（維持管理業務を委託され又は請け負った者のすべて。再受託又は下請けした者を含む。）	
保険期間	（維持管理・運営期間にあわせる）	
てん補 限度額	対人	1名：1億円、1事故：5億円
	対物	1事故：1億円
免責事項	免責額 1事故：3万円以下	

2 運營業務

運營業務を行う事業者は、本業務の維持管理・運営期間において、次の条件を満たす第三者賠償責任保険に加入する。

保険契約者	運營業務事業者	
被保険者	すべての運営事業者等（運營業務を委託され又は請け負った者のすべて。再受託又は下請けした者を含む。）	
保険期間	（維持管理・運営期間にあわせる）	
てん補 限度額	対人	1名：1億円、1事故：10億円
	対物	1事故：1億円
免責事項	免責額 1事故：5万円以下	

別紙2 不可抗力による合理的な範囲の増加費用及び損害の負担（第17条第2項、第31条第1項、第50条1項及び第51条第3項関係）

不可抗力による合理的な範囲の増加費用及び損害額のうち、各事業年度の定常的維持管理・運営費相当額の1%までの部分を事業者側が負担し、市は1%を超える部分を負担する。

数次にわたる不可抗力により事業者が生じた合理的な範囲の増加費用及び損害額が累積した場合には、これらのうち各事業年度の定常的維持管理・運営費相当額の1%から事業者が既に負担した額を差し引いた額までのものを事業者が負担するものとし、これを超える部分については市が負担する。ただし、同一事業年度内に生じた増加費用及び損害のみ累積の対象となる。

別紙3 法令変更による合理的な範囲の増加費用及び損害の負担（第17条第2項、第31条第3項及び第47条関係）

法令変更内容	市負担割合	事業者負担割合
本業務に直接関係する法令変更	100%	0%
利益に係る法人税以外の税の税率又は新設課税に係る法令の変更の場合	100%	0%
上記以外の法令の変更の場合	0%	100%

「本業務に直接関係する法令」とは、特に本業務及び本業務類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で事業者の事業の費用に影響があるものを意味するものとし、これに該当しない、営利法人一般に適用される税制その他の法令の変更は含まれない。

また、本契約締結後、利益に係る法人税以外の税の税率が変更された場合又は法令変更により新たな税の課税が生じた場合で、事業者の本契約の履行に関する費用の増加又は減少が生じる場合には、当該増加分又は減少分をサービス対価に反映させるべく、市と事業者が協議を行う。

別紙4 委託料の支払について（第1条第6号、第24条第4項及び同条第5項、第34条、第43条第2項、第44条第2項並びに別紙2関係）

1 委託料の考え方

(1) 委託料の支払方法

- ・市は、本業務に係る事業開始時の引継業務、修繕・更新業務を除く維持管理業務及び運営業務の対価（以下「委託料」という。）を、維持管理・運営期間中に支払う。
- ・事業開始時の引継業務は、令和9年8月に支払予定の第1回支払い時に支払う。
- ・修繕・更新業務費用は、基本的には長期修繕計画に位置づけられた年度の前年度に、事業者は対象工事の見積もりを含む修繕工事等計画書を提出し、市は工事完了後にその費用を支払う。
- ・市は、事業者から提出される業務報告書（四半期報告書）を受領した日の翌日から起算して11開庁日以内に、当該四半期の累積ペナルティポイント及び委託料支払額を通知する。
- ・事業者は、市から当該通知を受けた後、市に請求書を提出すること。
- ・市は、請求書受領後30日以内に委託料を支払う。ただし、請求書に不備がある場合は、この限りでない。

(2) 委託料の支払額

- ・各事業年度の委託料の支払額は、事業者からの提案に基づいて本契約に定められた額とする。
- ・維持管理業務及び運営業務の対価（委託料）は、モニタリングによる減額措置の対象となる。修繕・更新業務については、減額措置の対象外とする。
- ・物価変動等による支払額の改定方法は委託料の構成要素ごとに別途規定するとおりとする。

2 委託料の構成要素及び支払条件等

(1) 本件施設の事業開始時の引継業務の対価（以下「委託料1」という。）

市は、事業開始時の引継業務の対価を、令和9年8月の第1回目支払時に一括で支払う。

(2) 本件施設の修繕・更新業務を除く維持管理業務の対価（以下「委託料2」という。）

市は、施設の修繕・更新業務を除く維持管理業務の対価を、事業期間である10年間の間に、維持管理業務に係る平準化して支払われるもの（委託料2）として支払う。

ア. 支払条件

- ・市は、修繕・更新業務を除く維持管理業務の対価について、市によるモニタリング結果を踏まえ、10年間にわたり年4回に分けて支払う。（計40回払い）
- ・第2回から第40回までの四半期ごとの支払額は、毎期待額とする。第1回の支払いは、事業開始時の引継業務対価を含むものとする。
- ・委託料2の支払方法は表4のとおりである。
- ・金額は下記改定方法に基づき毎事業年度1回改定を行う。
- ・委託料2は、維持管理開始後のモニタリングによる減額措置の対象となる。

表4 委託料2の支払方法

	支払時期 (予定)	内 容
第1回	令和9年8月	業務開始日から令和9年6月末日分までの本件施設の維持管理業務の対価
第2回	令和9年11月	令和9年7月から9月までの本件施設の維持管理業務の対価
第3回	令和10年2月	令和9年10月から12月までの本件施設の維持管理業務の対価
第4回	令和10年5月	令和9年1月から3月までの本件施設の維持管理業務の対価
:		
第38回	令和18年11月	令和18年7月から9月までの本件施設の維持管理業務の対価
第39回	令和19年2月	令和18年10月から12月までの本件施設の維持管理業務の対価
第40回	令和19年5月	令和19年1月から3月までの本件施設の維持管理業務の対価

4. 委託料2の改定方法

初年度（第1回～第4回）の委託料2の支払に関しては、提案書（事業収支計画書の1修繕・更新業務を除く維持管理業務の対価）に記載された金額とし、改定は行わない。

第5回以降の委託料2の支払に関しては、次の計算式及び表5に記載の指標に基づき設定した改定率を乗じて改定する。改定は、各事業年度4月1日以降の業務の対価に反映させる。ただし、提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、市と事業者で協議を行う。

- ・計算式： t 年度の委託料2 = 提案書に記載された当該年度の委託料2（予定額）×
 $((t-1$ 年8月の当該指数 / $1 + t-1$ 年8月の消費税率) / (令和8年8月の当該指数 / $1 +$ 令和8年8月の消費税率))

※計算後、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- ・計算例：令和13年度の委託料2：100万円、令和12年8月の当該指数：98、令和8年8月の当該指数：100の場合（消費税率10%の場合）

$$\text{令和13年度の委託料2} = 100\text{万円} \times (98 / 1.1) / (100 / 1.1) = 98\text{万円}$$

表5 委託料2の改定に使用する指標

構成内容	指 標
①建築物保守管理業務の対価	「物価指数月報（日本銀行調査統計局）」における「企業向けサービス価格指数」建物サービス
②附帯施設保守管理業務の対価	
③建築設備保守管理業務の対価	
④外構等保守管理業務の対価	
⑤調理設備保守管理業務の対価	
⑥清掃業務の対価	
⑦警備業務の対価	
⑧事業終了時の引継業務	

ウ. 消費税相当額について

各回に支払われる委託料 2 に消費税率を乗じた額を消費税相当額として支払う。

(3) 本件施設の運営業務の対価（以下「委託料 3」という。）

市は、施設の運営業務の対価を、事業期間である10年間の間に、運営業務に係るもの（委託料 3）として支払う。

ア. 支払条件

- ・市は、運営業務の対価について、市によるモニタリング結果を踏まえ、10年間にわたり年 4 回に分けて支払う。（計40回払い）
- ・委託料 3 の支払方法は表 7 のとおりとする。
- ・金額は下記改定方法に基づき毎事業年度 1 回改定を行う。
- ・委託料 3 は、運営開始後のモニタリングによる減額措置の対象となる。

表 7 委託料 3 の支払方法

	支払時期 (予定)	内 容
第 1 回	令和 9 年 8 月	業務開始日から令和 9 年 6 月末日分までの本件施設の運営業務の対価
第 2 回	令和 9 年 11 月	令和 9 年 7 月から 9 月までの本件施設の運営業務の対価
第 3 回	令和 10 年 2 月	令和 9 年 10 月から 12 月までの本件施設の運営業務の対価
第 4 回	令和 10 年 5 月	令和 10 年 1 月から 3 月までの本件施設の運営業務の対価
：		
第 38 回	令和 18 年 11 月	令和 18 年 7 月から 9 月までの本件施設の運営業務の対価
第 39 回	令和 19 年 2 月	令和 18 年 10 月から 12 月までの本件施設の運営業務の対価
第 40 回	令和 19 年 5 月	令和 19 年 1 月から 3 月までの本件施設の運営業務の対価

イ. 委託料 3 の決定方法

委託料 3 の四半期ごとの支払額は、提案書（提案金額内訳書）に記載された固定部分の四半期分相当額に、給食 1 食当たり単価〇〇円に当該四半期中に提供した給食数（ただし、市の責めに帰すべき事由によって、又は配送先学校の児童・生徒等の人数の減少によって、当該四半期中に提供した給食数が 1,300 食未満となった場合においては、1,300 食分とする。）を乗じた額を加えた金額とし、次の計算式により得られる金額とする。

- ・委託料 3 の四半期ごとの支払額 = (固定部分の四半期分相当額)
+ (給食 1 食当たりの単価) × (四半期中の給食提供数)

初年度（第1回～第4回）の委託料3の支払に関しては、提案書に記載された金額とし、改定は行わない。

第5回以降の委託料3の支払に関しては、次の計算式及び表8に記載の指標に基づき設定した改定率を乗じて改定する。改定は、各事業年度4月1日以降の業務の対価に反映させる。ただし、提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、市と事業者で協議を行う。

・計算式：t年度の委託料＝提案書に記載された当該年度の委託料（予定額）×（（t-1年8月の当該指数／1+t-1年8月の消費税率）／（令和8年8月の当該指数／1+令和8年8月の消費税率））

※計算後、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

表8 委託料3の改定に使用する指標

構成内容	指 標
①食材等検収補助業務の対価	「物価指数月報（日本銀行調査統計局）」における「企業向けサービス価格指数」労働者派遣サービス
②調理業務の対価	
③食物アレルギー対応食調理業務の対価	
④配送・回収業務の対価	
⑤衛生管理業務の対価	
⑥食器具等の洗浄・保管業務の対価	
⑦廃棄物等処理業務の対価	
⑧給食配送車及び運営備品維持管理、更新業務の対価	
⑨事業終了時の引継業務	

ウ. 消費税相当額について

各回に支払われる委託料3に消費税率を乗じた額を消費税相当額として支払う。

別紙5 維持管理・運營業務のモニタリング及び委託料の減額について（第33条第1項、同条第3項、第35条、第43条第1項、同条第2項及び別紙4関係）

1 基本的な考え方

市は、維持管理業務及び運營業務について、本件施設の維持管理業務及び運營業務について、本契約、募集要項等、提案書、通期維持管理業務計画書、通期運營業務計画書、年間維持管理業務計画書及び年間運營業務計画書に示された業務の水準及び内容（以下「要求水準」という。）を達成しているかどうかを確認する。

モニタリング項目の判断基準は要求水準によるものとし、業務不履行により発生する状態が、①本件施設の運営において支障が生じ学校給食が提供不全となる状態である「提供不全」の場合、及び②提供不全に至らない程度の要求水準の未達状態である「要求水準未達」の場合の2つの場合に分類して、是正通告措置、委託料の減額措置、委託料の支払の停止措置及び委託契約の解除の検討を行う。

(1) 提供不全の場合

提供不全とは、「給食を提供できなかった場合（レベル1）」と「指定時間内に給食を提供できなかった場合（レベル2）」を指す。それぞれの定義は下記に示すとおりである。

①給食を提供できなかった場合（レベル1）

給食を提供できなかった場合とは、下記の(a)～(c)をいう。

(a) 事業者の責めに帰すべき事由により給食が提供できなかった場合

(b) 事業者の責めに帰すべき事由により学校の児童・生徒等が調理完了後2時間以内に喫食できなかった場合

(c) 事業者の責めに帰すべき事由により市が指定する学校の給食開始時刻から20分を超えて遅れて配送された場合

②指定時間内に給食を提供できなかった場合（レベル2）

指定時間内に給食を提供できなかった場合とは、下記の(a)をいう。

(a) 事業者の責めに帰すべき事由により市が指定する学校の給食開始時刻経過後から20分以内に配送され、児童・生徒等が調理完了後2時間以内に喫食できた場合

(2) 提供不全に至らない程度の要求水準未達の場合

要求水準未達の場合の判断については、提供不全の場合に該当しないことを前提に、維持管理業務及び運營業務が要求水準を達成しているか否かにより判断する。

要求水準未達とは、要求水準が未達状態であり、「是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合（レベル3）」と「是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合（レベル4）」を指す。それぞれの定義は下記に示すとおりである。

①是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合（レベル3）

是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合とは、下記の(a)～(b)をいう。

- (a) 給食提供へ支障が生じる可能性がある場合
 - (b) 衛生管理が不十分である場合
- ②是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合（レベル4）
是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合とは、下記の(a)をいう。
- (a) 衛生管理等に問題はなく、給食提供へ支障が生じる可能性はないものの、要求水準を満たしたサービスが提供されていない場合。

2 維持管理及び運營業務のモニタリング方法

市は、定期モニタリング及び随時モニタリング等により、要求水準を満たしたサービスが提供されていることの確認を行う。モニタリング方法は次のとおりである。

(1) 定期モニタリング

①各月モニタリング

市は、月に1回、当該月の翌月の第5開庁日までに事業者から提出される業務報告書（月報）を確認するほか、必要に応じて施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求及び立会い等（以下「現場検査」という。）を行い、施設の状況及び当該月の業務実施状況を確認する。現場検査を行う場合、市は、現場検査実施日時を事業者に事前に通知する。（以下同様）

②四半期モニタリング

市は、四半期に1回、当該四半期末の翌月の第5開庁日までに事業者から提出される業務報告書（四半期報告書）の確認に加え、市が業務報告書を受領した日の翌開庁日から起算して7開庁日以内に現場検査を行い、施設の状況及び当該四半期の業務実施状況を確認する。

(2) 随時モニタリング

市は、定期モニタリングのほかに、必要に応じて現場検査を行い、施設の状況及び業務実施状況を確認する。

(3) 関係者へのヒアリング・アンケート

市は、必要に応じて、市職員、学校関係者等へのヒアリング・アンケートを実施する。

(4) その他

- ・事業者は、市によるモニタリングに係わらず、要求水準を満たしたサービスが提供できない、又は提供できないと見込まれる場合、適切な初期対応をとること。また、初期対応後も要求水準を満たしたサービスが提供できない、又は提供できないと見込まれる場合は、その旨を速やかに市に通知すること。
- ・モニタリング項目については、各モニタリングの実施日までに市が決定する。

3 業務履行・不履行の判断

(1) 提供不全の判断

提供不全の場合の判断については、市が指定した各学校への給食の未提供又は遅配が確認された時点において、「給食を提供できなかった場合（レベル1）」又は「指定時間内に給食を提供できなかった場合（レベル2）」を判断する。

(2) 要求水準未達の判断

①市による判断

ア. 要求水準を満たしたサービスが提供されていると市が判断した場合→業務確認の通知

モニタリングの結果、要求水準を満たしたサービスが提供されていると市が判断した場合、市は事業者に対して、現場検査実施日（関係者へのヒアリング・アンケートの場合はヒアリング実施日又はアンケートの取りまとめ期日。以下同様）の翌開庁日から起算して8開庁日以内に、業務の履行を確認した旨の通知（以下「業務確認の通知」という。）を行う。

なお、業務確認の通知の期限内に、市が事業者に対して業務確認の通知又は是正通告を行わなかった場合、市が業務の履行を確認したものとみなす。（以下同様）

イ. 要求水準を満たしたサービスが提供されていないと市が判断した場合→関係者協議会の開催

モニタリングの結果、要求水準を満たしたサービスが提供されていないと市が判断した場合、現場検査実施日の翌開庁日から起算して3開庁日以内に、市は関係者協議会の開催を申し出ることとし、市と事業者は、関係者協議会で当該サービス水準について協議する。

②関係者協議会の開催（サービス水準に関する協議）

要求水準を満たしたサービスが提供されていないと市が判断した業務について、市と事業者は関係者協議会で当該サービスが要求水準を満たしているか、又はレベル3又はレベル4に該当するかの協議を行い、その協議を踏まえ、市が再度サービス水準の判断を行う。

ア. 要求水準を満たしたサービスが提供されていると市が判断した場合→業務確認の通知

協議の結果、要求水準を満たしたサービスが提供されていると市が判断した場合、市は事業者に対して、現場検査実施日の翌開庁日から起算して8開庁日以内に、業務確認の通知を行う。

イ. 要求水準を満たしたサービスが提供されていないと市が判断した場合→是正通告

協議の結果、要求水準を満たしたサービスが提供されていないと市が判断した場合、現場検査実施日の翌開庁日から起算して8開庁日以内に、市は事業者に対して、是正通告を行う。ただし、次の場合は是正通告を行わない。

・ 予め市の承認を得た作業等によって、やむを得ず要求水準を満たしたサービスが

提供されなかった場合

- ・市の責めに帰すべき事由により要求水準を満たしたサービスが提供されなかった場合
- ・見学者の責めに帰すべき事由により要求水準を満たしたサービスが提供されなかった場合
- ・不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず要求水準を満たしたサービスが提供されなかった場合

このような場合、市と事業者は関係者協議会で要求水準を満たしたサービスが提供されなかった原因・経緯等について協議し、市が、上記事由に該当するか否かを判断する。上記事由に該当すると市が判断した場合、市は事業者に対して、業務の履行を確認した場合と同様に業務確認の通知を行う。

③改善計画書の作成・提出、改善作業の着手

事業者は、是正通告を受けた日の翌開庁日から起算して3開庁日以内に、改善方法及び改善期日等を記した改善計画書を市に提出し、速やかに改善作業に取り掛からなければならない。

改善期日は、原則として改善計画書提出日の翌開庁日から起算して3開庁日以内とする。^{※1}

- ※1 関係者協議会で、改善にそれ以上の期間が必要と判断された場合はその限りではない。また、改善期間中、事業者の責めに帰すことのできない事由により当該改善期日の延長が必要であると事業者が判断した場合、事業者は速やかに関係者協議会の開催を申し出ることとする。市と事業者は関係者協議会で当該改善期日の延長について協議し、その協議を踏まえ、市が当該改善期日を延長するか否かを判断する。

④改善計画書に基づく対応状況の報告及び現場検査（2回目）の実施

事業者は、改善期日までに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。

市は、原則として報告のあった日の翌開庁日に現場検査（2回目）を実施し、改善結果を確認する。

ア. 業務不履行が解消されたと市が判断した場合→業務確認の通知

現場検査（2回目）の結果、業務不履行が解消されたと市が判断した場合、市は事業者に対して、現場検査（2回目）実施日の翌開庁日から起算して8開庁日以内に、業務確認の通知を行う。

イ. 業務不履行が解消されていないと市が判断した場合→関係者協議会（2回目）の開催

現場検査（2回目）の結果、業務不履行が解消されていないと市が判断した場合、現場検査（2回目）実施日の翌開庁日から起算して3開庁日以内に、市は関係者協議会の開催を申し出ることとし、市と事業者は関係者協議会で当該サービスの改善状況について協議する。

⑤関係者協議会（２回目）の開催（サービスの改善状況に関する協議）

業務不履行が解消されていないと市が判断した業務について、市と事業者は関係者協議会で業務不履行が解消されたか、又は依然としてレベル３又はレベル４に該当するか協議を行い、その協議を踏まえ、市が再度サービスの改善状況の判断を行う。

7. 業務不履行が解消されたと市が判断した場合→業務確認の通知

協議の結果、業務不履行が解消されたと市が判断した場合、市は事業者に対して、現場検査（２回目）実施日の翌開庁日から起算して８開庁日以内に、業務確認の通知を行う。

4. 業務不履行が解消されていないと市が判断した場合→是正通告（２回目）

協議の結果、業務不履行が解消されていないと市が判断した場合、現場検査（２回目）実施日の翌開庁日から起算して８開庁日以内に、市は事業者に対して、是正通告（２回目）を行う。

以下、市は、当該業務不履行が解消されるまで、上記手続きに基づいて現場検査及び是正通告等を繰り返す。

4 修繕・更新業務を除く維持管理及び運營業務に係る委託料の減額

修繕・更新業務を除く維持管理業務に係る委託料２及び運營業務に係る委託料３は、事業契約に定められた委託料２及び３の満額より、次に掲げる提供不全の場合及び要求水準未達の場合における減額をしたものとなる。

(1) 提供不全の場合における委託料２及び３の減額

提供不全の場合における減額については、原因の如何を問わず、委託料２及び３を一括して減額する。

①委託料２及び３の減額措置

市が指定した各学校への給食の未提供又は遅配が確認された時点において、当該提供不全が事業者の責めに帰すべき事由による場合には、市は、事業者に対して是正通告を行うとともに、事業者にペナルティポイントを計上するものとし、次に掲げる減額算定式に基づき委託料２及び３の減額措置をとることができる。減額の割合は下表に示す減額割合による。

また、当該提供不全が市の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令変更による場合には、委託料２及び３は減額されない。

【減額算定式】

$$\begin{aligned} & \text{委託料２及び３が減額される金額} \\ & = (\text{当該四半期の委託料２及び３}) \\ & \quad \times (\text{提供不全に係る累計ペナルティポイントによる減額割合}^{※2}) \end{aligned}$$

※２ 提供不全に係る累積ペナルティポイントによる減額割合の算出

提供不全に係る累計ペナルティポイントによる減額割合は、四半期毎に、表１に記す提供不全により影響を受けた給食数によるペナルティポイントを累計し、

そのペナルティポイントの合計（累積ペナルティポイント数）にて委託料の減額の措置の内容を決定する。

また、一つの食中毒等の発生による提供不全の場合におけるペナルティポイントは、営業停止期間が伴う場合であっても、当該食中毒等の発生日が含まれる四半期に、一つの食中毒等の発生に付き一括して40ポイントを計上する。

同日に給食の遅配及び給食の未提供があった場合は双方のポイントを加算する。提供不全に係る累積ペナルティポイントによる委託料の減額割合は表2のとおりである。

なお、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されない。

表1 提供不全により影響を受けた給食数によるペナルティポイント
(ポイント/日)

影響を受けた給食数の割合※2	ペナルティポイント	
	未提供の場合 (レベル1)	遅配の場合 (レベル2)
1%未満 (ただし0%を含まず)	2	1
1%以上5%未満	4	2
5%以上10%未満	6	3
10%以上	8	4
30%以上	10	5

※3 影響を受けた給食数の割合

(当該給食提供日において未提供又は遅配の給食数) / (当該給食提供日における必要給食提供数)

表2 提供不全に係る累積ペナルティポイントによる減額割合

累積ペナルティポイント	委託料の減額割合
5以下	減額の措置を講じない
6～10	5%
11～20	10%
21～30	20%
31以上	40%

②提供不全頻度と委託料2及び3の支払停止に関する考え方

本業務において、事業者の責めに帰すべき事由により提供不全が発生した頻度に応じ、市は、上記①に掲げる措置に加え、表3の措置をとることができる。

表3 提供不全発生頻度と委託料1及び2の支払停止の考え方

条 件	措 置
提供不全に係るペナルティポイントが同一四半期内に2日以上発生する事態が2四半期連続で発生した場合	当該四半期分の委託料1及び2の支払停止

支払停止措置が発生した場合、翌四半期における累積提供不全ポイントが10ポイント以下であるときは、翌四半期分の委託料に支払停止措置が発生した四半期の委託料の80%を加算して支払う。（残り20%は、市において減額処理する。）

(2) 要求水準未達の場合における委託料1及び2の減額

①ペナルティポイントの計上方法

上記3(2)⑤イの規定に基づき市による是正通告（2回目）が行われた場合、ペナルティポイントを計上する。

市は、是正通告（2回目）の翌日から当該業務不履行が解消されたことが確認できた現場検査実施日の前日までの日数（市の休日を含む）に、表4に示すポイント数を乗じて算出したポイントをペナルティポイントとして計上する。

なお、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されない。（四半期を超えてペナルティポイントが計上された場合、ペナルティポイントは各四半期に分けて計上する。）

表4 ポイントの算出方法

サービス水準低下の程度	ポイント数
レベル3	3ポイント／1日
レベル4	1ポイント／1日

②減額措置の対象

委託料の減額については、各委託料（委託料2、委託料3）ごとに減額割合を定め、減額も各委託料ごとに行う。

③累積ペナルティポイントに応じた減額

当該四半期の累積ペナルティポイントにより、市は事業者に対して、表5のとおり減額の措置を講じることができる。また、同一業務^{※3}に係るペナルティポイントが3四半期連続して発生した場合、市は3四半期目の当該業務に関する委託料について、100%減額の措置を講じることができる。

※3 同一業務の区分け…建築物保守管理業務、付属施設保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構等保守管理業務、調理設備保守管理業務、清掃業務、警備業務、食材等検収補助業務、調理業務、食物アレルギー対応食調理業務、配送・回収業務、衛生管理業務、食器具等の洗浄・保管業務、廃棄物等処理業務、給食配送車及び運営備品維持管理更新業務、事業終了時の引継業務

表5 累積ペナルティポイントによる減額割合

累積ペナルティポイント	委託料の減額割合
5以下	減額の措置を講じない
6～10	5%
11～20	10%
21～30	20%
31以上	40%

5 事業契約の解除

市は、以下に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、催告を要せず直ちに本契約の解除を行うことができる。契約解除の場合の手続は、本契約第43条による。

- (1) 事業者が、上記3(2)③の規定に基づき是正通告に基づく改善計画書の提出期限内に改善計画書を市に対して提出しなかったため、市が上記3(2)⑤イ.の規定に基づき是正通告(2回目)を行なった場合において、かかる再度の是正通告に基づく改善計画書の提出期限内に事業者が改善計画書を提出しない場合。
- (2) 事業者が、上記3(2)③の規定に基づき是正通告に基づく改善計画書において定めた期限までに業務不履行状態の改善及び復旧が確認されなかったため、市が上記3(2)⑤イ.の規定に基づき是正通告(2回目)を行なった場合において、かかる再度の是正通告に基づき市に対して提出された事業者の改善計画書において定めた期限までに、市において当該業務不履行状態の改善及び復旧を確認できない場合。
- (3) 2四半期連続して累積ペナルティポイント(複数の業務にペナルティポイントが発生した場合はその合計)が50ポイント以上発生した場合、又は同一業務に係るペナルティポイントが4四半期連続して発生した場合